

議案第 5 号

富津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第9号）の一部を改正する規則の制定について、富津市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、議決を求める。

令和6年3月28日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号）の一部が改正され、新たに子育て部分休暇制度が設けられたため、本規則の一部を改正する規則を制定するものである。

富津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）
の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「療養休暇」の次に「及び子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）新旧対照表

現 行	改 正 案
(休暇) 第43条 年次休暇は、職員の請求する時季に、校長が与える。ただし、校長の引き続き5日以上にわたるものは、教育長が与える。 2 前項の場合において、校長又は教育長は、請求された時季に年次休暇を与えることが校務の正常な運営を妨げると認めるときは、他の時季にこれを与えることができる。 3 職員の療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）、看護休暇及び組合休暇は、校長が承認する。ただし、校長の看護休暇及び引き続き5日以上にわたるものは、教育長が承認する。 4 職員の結核性疾患による療養休暇は、教育長が承認する。 5 女性職員の出産による特別休暇は、教育長が与える。	(休暇) 第43条 年次休暇は、職員の請求する時季に、校長が与える。ただし、校長の引き続き5日以上にわたるものは、教育長が与える。 2 前項の場合において、校長又は教育長は、請求された時季に年次休暇を与えることが校務の正常な運営を妨げると認めるときは、他の時季にこれを与えることができる。 3 職員の療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）、特別休暇（女性職員の出産によるものを除く。）、看護休暇及び組合休暇は、校長が承認する。ただし、校長の看護休暇及び引き続き5日以上にわたるものは、教育長が承認する。 4 職員の結核性疾患による療養休暇及び子育て部分休暇は、教育長が承認する。 5 女性職員の出産による特別休暇は、教育長が与える。

議案第 6 号

富津市文化財審議会委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市文化財審議会委員として次の者を委嘱することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

氏 名	再新	専 門
すぎやま しげつぐ 杉山 林繼	再任	考古学
さそ う まもる 笹生 衛	再任	考古学
お ざわ ひろし 小澤 洋	再任	考古学
かわ な たかし 川名 興	再任	天然記念物
すず き じゅんいち 鈴木 順一	再任	歴史一般
たかなし ただし 高梨 正	再任	地学・歴史一般
つく し とし お 筑紫 敏夫	再任	近世史・古文書
はま な とくじゅん 濱名 徳順	再任	仏教美術・中世史
たかはし まさる 高橋 克	再任	民俗学

（任期：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

令和 6 年 3 月 28 日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市文化財審議会委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、富津市文化財の保護に関する条例（昭和 46 年富津市条例第 60 号）第 25 条の規定により、新たに委嘱しようとするものである。

なお、任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

議案第 7 号

第 11 次富津市文化財指定について

富津市に所在する下記物件を富津市指定文化財に指定することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 17 号の規定により、議決を求める。

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 名 称 | <small>たけおかかんのんどういたび</small>
竹岡観音堂板碑 | 1 基 |
| | 所 在 地 | 富津市下飯野 2443 | |
| | 所 有 者 | 富津市教育委員会 | |
| | 区 分 | 有形文化財 考古資料 | |
| | 指定基準 | 本市域の考古資料として、また中世の歴史的資料として貴重なもの。 | |
| | | | |
| 2 | 名 称 | <small>いわさかいたび</small>
岩坂板碑 | 1 基 |
| | 所 在 地 | 富津市下飯野 2443 | |
| | 所 有 者 | 富津市教育委員会 | |
| | 区 分 | 有形文化財 考古資料 | |
| | 指定基準 | 本市域の考古資料として、また中世の歴史的資料として貴重なもの。 | |
| | | | |
| 3 | 名 称 | <small>ちょうしゅうじいたびぐん</small>
長秀寺板碑群 | 6 基 |
| | 所 在 地 | 富津市富津 169 番地 1 長秀寺 | |
| | 所 有 者 | 宗教法人 長秀寺（住職：大森俊栄） | |
| | 区 分 | 有形文化財 考古資料 | |
| | 指定基準 | 本市域の考古資料として、また中世の歴史的資料として貴重なもの。 | |

令和 6 年 3 月 28 日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市教育委員会が、令和 6 年 3 月 4 日付けで富津市文化財審議会へ諮問した「第 11 次富津市文化財指定について」、富津市指定文化財に指定するよう答申があったことから、新たに指定しようとするものである。